

## 保険補償制度

### ● レンタル料に含まれる補償制度

当社の車両には、「シートベルト着用」を条件とし下記の保険補償が付いています。

(レンタル料金に含まれます。)

対人	1名限度額	無制限
対物	1事故限度額	無制限(免責5万)
車両	1事故限度額	時価(免責額:ドライバン、マイクロバス、架装車10万円、2t以上のトラック、ダブルキャブ7万円、その他の車両5万円)
搭乗者傷害死亡	1名につき	2,000万円
搭乗者傷害入院	1日につき	7,500円 ※事故発生日から180日を限度とします。
搭乗者傷害通院	1日につき	5,000円 ※事故発生日から180日を限度とします。
搭乗者傷害後遺障がい	1名につき	程度により2,000万円を限度とします。

※免責額とは・・・

対物補償、車両補償の補償金額のうち、お客様にご負担していただく金額のことです。

※下記の様な運転又は状態で事故が発生した場合はすべての補償制度の適用を受けられません。

- 運転中にシートベルトを着用していなかった場合
- 事故現場から警察への届出を怠った場合(警察の事故証明が取得できない場合)
- 勝手に相手側と示談した場合
- 事故現場から営業店への連絡を怠った場合
- 貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合
- 契約書記載の運転者及び副運転者以外の方の事故
- 飲酒運転
- 無免許運転
- 盗難によって生じた車両損害
- 定員をオーバーして走行した場合
- 海岸、河川敷または林間など車道以外を走行した場合(維持・管理された道路以外での事故)
- 使用方法が劣悪なために生じた車体などの損傷や腐蝕の補修費
- 各種テスト・競技への使用、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- お客様の所有、使用、管理する車両などの事故によるレンタカーの車両損害
- 営業店内でレンタカーや看板などを破損した場合
- 操作ミスによる故障
- 車内装備の損害
- タイヤチェーン、スキーキャリアなどによる傷
- タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの紛失
- 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- その他保険約款の免責事項に該当する事故

●保険補償内容におけるお客様負担額(免責額)が免除される制度

(特約事項/免責補償制度)※別途料金(レンタル料金には含まれません。)

この制度にご加入されますと、万一事故が起きた場合でも免責額の支払いが免除されます。

下記以外のクラス 1,000 円(税込 1,050 円)/24 時間

E クラス以上、RG クラス以上、2t以上のトラック、

ダブルキャブ、ドライバン、マイクロバス、架装車 2,000 円(税込 2,100 円)/24 時間

免責額とは・・・

対物補償、車両補償の補償金額のうち、お客様にご負担していただく金額のことです。

※15 日以上 1 ヶ月以内の貸渡契約については 15 日分の加入料とし、補償は貸渡契約期間とします。

※ドライバンの架装荷室部分は車両補償の適用範囲に含まれますが、免責補償制度については対象外となります。(架装荷室部分以外は免責補償制度の適用範囲です。)

※下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、免責補償制度の適用を受けられません。

- スピードの出しすぎで事故を起こし、制限速度を越えたと実証された場合
- 追越し禁止車線で黄色いセンターラインを越えて事故を起こした場合
- 信号無視で事故を起こした場合
- 一時停止を怠って事故を起こした場合
- 右折禁止、Uターン禁止などで事故を起こした場合